

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年 8 月 1 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 2 号

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 3 1 年瀬戸市条例第 1 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(抑制区域の指定)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による抑制区域の指定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 希少野生動植物（環境省又は愛知県が作成するレッドデータブック又はレッドリストに掲載されている動植物をいう。）の生息地等、貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有している場合
- (2) 瀬戸市景観条例（平成 2 2 年瀬戸市条例第 3 4 号）第 8 条第 1 項に定める景観重点地区等、地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている場合
- (3) 市長が別に定める瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する審査基準（以下「審査基準」という。）に定める設置不適区域等、自然災害の発生が危惧される場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

(抑制区域の指定の案の公告)

第3条 条例第7条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）

の規定による公告は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 新たに抑制する土地の区域（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分。以下同じ。）及び当該区域内において抑制する事項
- (2) 縦覧の期間及び場所
- (3) 新たに抑制する土地の区域に係る住民及び利害関係人は、意見書を提出することができる旨
- (4) 前号の規定による意見書の提出先、提出期限及び提出方法
（利害関係人）

第4条 条例第7条第4項に規定する利害関係人は、次に掲げる者とする。

- (1) 新たに抑制する土地の区域にある土地及び建物の所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者
- (2) 新たに抑制する土地の区域において事業を営む者
- (3) その他市長が必要と認める者
（抑制区域の指定の告示）

第5条 条例第7条第6項の規定による告示は、新たに抑制する土地の区域及び当該区域内において抑制する事項について行う。

（設置事業の協議の申請）

第6条 条例第9条第1項の規定による協議の申請は、太陽光発電設備設置事業協議申請書（第1号様式）によるものとする。

- 2 前項の申請書には、別表に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 条例第9条第3項に規定する協議事項は、次に掲げる審査基準に基づく事項とする。
 - (1) 自然環境に関する事項
 - (2) 生活環境に関する事項

- (3) 地盤に関する事項
- (4) 排水施設に関する事項
- (5) 事業区域に関する事項
- (6) 工事中に関する事項
- (7) 設置後に関する事項
- (8) 廃止後に関する事項

4 条例第9条第3項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業協議結果通知書（第2号様式）によるものとする。

5 条例第9条第4項の規則で定める変更は次に掲げる事項とし、その届出は、太陽光発電設備設置事業変更届出書（第3号様式）によるものとする。

- (1) 事業区域の変更
- (2) 発電設備の出力合計の変更
- (3) 事業者の代表者の変更

6 前項の規定による太陽光発電設備設置事業変更届出書には、別表に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

7 条例第9条第5項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業協議取下書（第4号様式）によるものとする。

（設置事業の同意の申請）

第7条 条例第10条第1項の規定による同意の申請は、太陽光発電設備設置事業同意申請書（第5号様式）によるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請の場合について準用する。

3 前条第3項の審査基準は、条例第10条第3項の規則で定める基準について準用する。

4 条例第10条第3項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業同

意通知書（第 6 号様式）又は太陽光発電設備設置事業不同意通知書（第 7 号様式）によるものとする。

5 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、条例第 10 条第 4 項の規定による届出の場合について準用する。

6 条例第 10 条第 5 項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業同意取下書（第 8 号様式）によるものとする。

（意見聴取等）

第 8 条 条例第 11 条第 2 項の規定による報告は、意見聴取等状況報告書（第 9 号様式）によるものとする。

（協定書の締結）

第 9 条 条例第 12 条第 1 項の規定による協定は、次に掲げる事項のうち、自治会等の地元組織及び事業者が必要とする項目について、書面により締結しなければならない。

- (1) 植生の保護及び希少野生動植物の保全に関する事項
- (2) 優れた景観の保全に関する事項
- (3) 歴史的又は郷土的な特色のある環境の保全に関する事項
- (4) 土地の形質の保全に関する事項
- (5) 太陽光発電設備設置工事に関する事項
- (6) 太陽光発電設備の設置及び管理に関する事項
- (7) 太陽光発電設備に係る災害の防止に関する事項
- (8) 環境衛生及び環境の保持に関する事項
- (9) 水資源の保護及び水質保全に関する事項
- (10) 太陽光発電事業を終了する場合の取扱いに関する事項
- (11) その他自治会等の地元組織又は事業者が必要とする事項

（設置事業の変更）

第10条 条例第15条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業変更届出書（第3号様式）によるものとする。

2 前項の規定による太陽光発電設備設置事業変更届出書には、別表に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

（設置事業の変更の適用除外）

第11条 条例第15条第1項ただし書きに規定する変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域の縮小

(2) 発電設備の出力の縮小

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの

（着手届等）

第12条 条例第16条第1項第1号の規定による届出は、着手届（第10号様式）によるものとする。

2 条例第16条第1項第2号の規定による届出は、完了届（第11号様式）によるものとする。

3 条例第16条第1項第3号の規定による届出は、事業中止・廃止届（第12号様式）によるものとする。

（決定通知の取消し）

第13条 条例第17条の規定による決定通知の取消しは、太陽光発電設備設置事業決定取消通知書（第13号様式）によるものとする。

（証明書）

第14条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、太陽光発電設備立入調査員証（第14号様式）によるものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の施行の日から施行する。

別表（第6条、第7条、第10条関係）

図書の種類	明示すべき事項
1 事業区域位置図及び案内図	方位、縮尺及び事業区域
2 設計説明書	造成・排水・設置方法等に関する基本方針、事業区域のうち抑制区域に該当する区域、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
3 公共施設一覧表	公共施設の種類、概要及び管理者
4 公図の写し	法定外道路及び普通河川等、事業区域内及び隣接する土地の地番及び所有者
5 区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
6 隣接土地所有者一覧表	所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
7 安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
8 水理計算書	区域内雨水排水に係る計算
9 構造計算書	擁壁並びに太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台の概要、構造計画、応力算定及び断面算定
10 現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者、官民境界確定日及び番号並びに法定外道路及び普通河川等
11 土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名並びに土地利用計画表
12 造成計画断面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構

	造物、切盛土、法面勾配、法面保護工、並びに事業に関わる法令等の名称
1 3 雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向並びに流末流量
1 4 構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者及び印、規格値、強度、擁壁断面図、擁壁展開図、設計条件並びに留意事項
1 5 求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者及び印、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積並びに辺長
1 6 その他市長が必要と認める図書等	市長が必要と認める明示すべき事項

第1号様式（第6条関係）

太陽光発電設備設置事業協議申請書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

協議者 住 所
（所在地）
氏 名 ④
（名称及び代表者名）
連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

記

事業予定者の 住所・名称・代表者名	
計 画 の 概 要	事業区域所在地
	事業区域面積 m²
	太陽電池モジュールの総面積 m²
	想定発電出力 kW
	想定年間発電電力量 kWh
	計画地の現況 （例：田・畑・山林）
	土地の所有形態 （例：自己所有・借地）
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

（備考）

- 1 「事業着手予定日」には、現に太陽光発電設備の設置をし、又は樹木の伐採若しくは区画形質の変更を伴う工事を行う予定の日を記載すること。
- 2 「事業完了予定日」には、太陽光発電設備の設置が完了する予定の日を記載すること。

様

瀬戸市長

太陽光発電設備設置事業協議結果通知書

年 月 日付けで、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により申請のありました、太陽光発電設備設置事業について、年 月 日の時点において、審査基準により支障の有無を協議した結果、下記のとおり支障がない・支障があると判断しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 この協議結果は法令等に基づく許認可等について判断、承認したものではありません。
- 2 支障があると判断した理由
- 3 計画を進めるに当たっては以下の点に留意してください。
 - (1) 関係法令に基づく手続が必要な場合は、適正な手続を行うこと。
 - (2) 事業実施にあたっては関係法令を遵守するなど、事故、公害、災害等の発生防止、良好な自然環境等の保全及び周辺地域住民の生活環境を悪化させることのないよう十分努めること。
- 4 その他、裏面に記載した事項について注意してください。

注意事項

- (1) 次のような場合にはこの通知は無効になります。
 - ① 協議申請の内容に虚偽や不正があった場合
 - ② この通知に付した条件に違反があった場合
 - ③ この通知を受けてから1年以内に設置工事に着手しなかった場合
 - ④ 法令等に基づく許可申請等が必要ない開発行為について、この通知を受けてから1年以内に工事に着手しなかった場合
 - ⑤ 設置事業の変更の届出をせずに、当該事業の内容を変更した場合
- (2) この通知に係る工事に着手した場合は着手届（第10号様式）を、工事を完了した場合は完了届（第11号様式）を提出してください。
- (3) この通知に係る工事を中止又は廃止する場合は、事業中止・廃止届（第12号様式）を提出してください。
- (4) 工事が完了するまでにこの通知に係る工事の内容を変更する場合は、太陽光発電設備設置事業変更届出書（第3号様式）及び必要書類を提出してください。
- (5) 協議申請された内容と異なる工事を行った場合には事業者名及びその事実を公表することがあります。
- (6) 必要に応じて、立入調査等を行う場合があります。

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条、第7条、第10条関係）

太陽光発電設備設置事業変更届出書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

届出者 住 所
（所在地）
氏 名 ⑩
（名称及び代表者名）
連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（第9条第4項・第10条第4項・第15条第1項）の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

事業予定者の 住所・名称・代表者名	
変更の概要	

（備考）

別表に掲げる図書のうち、この変更届に係る図書を添付すること。

第4号様式（第6条関係）

太陽光発電設備設置事業協議取下書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

届出者 住 所
（所在地）
氏 名 ⑩
（名称及び代表者名）
連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第5項の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

- 1 協議申請書提出年月日
- 2 取下げの理由
- 3 取下時の土地等の状況と取下げに伴う今後の措置
- 4 法令に基づく許認可等の状況
- 5 その他参考となるべき事項
- 6 担当者の住所・氏名・連絡先

太陽光発電設備設置事業同意申請書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

申請者 住 所
（所在地）
氏 名 ④
（名称及び代表者名）
連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定による同意を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業予定者の住所・名称・代表者名	
計画の概要	事業区域所在地 事業区域面積 m^2 太陽電池モジュールの総面積 m^2 想定発電出力 kW 想定年間発電電力量 kWh 計画地の現況 （例：田・畑・山林） 土地の所有形態 （例：自己所有・借地）
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
その他特筆すべき事項	

（備考）

- 1 「事業着手予定日」には、現に太陽光発電設備の設置をし、又は樹木の伐採若しくは区画形質の変更を伴う工事を行う予定の日を記載すること。
- 2 「事業完了予定日」には、太陽光発電設備の設置が完了する予定の日を記載すること。

第 号
年 月 日

太陽光発電設備設置事業同意通知書

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により申請のありました太陽光発電設備設置事業については、審査の結果、同意することとしましたので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュールの総面積	m ²
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
同意の条件等	

その他、裏面に記載した事項について注意してください。

注意事項

- (1) 次のような場合にはこの通知は無効になります。
 - ① 同意申請の内容に虚偽や不正があった場合
 - ② この通知に付した条件に違反があった場合
 - ③ この通知を受けてから1年以内に設置工事に着手しなかった場合
 - ④ 法令等に基づく許可申請等が必要ない開発行為について、この通知を受けてから1年以内に工事に着手しなかった場合
 - ⑤ 設置事業の変更の届出をせずに、当該事業の内容を変更した場合
- (2) この通知に係る工事に着手した場合は着手届（第10号様式）を、工事を完了した場合は完了届（第11号様式）を提出してください。
- (3) この通知に係る工事を中止又は廃止する場合は、事業中止・廃止届（第12号様式）を提出してください。
- (4) 工事が完了するまでにこの通知に係る工事の内容を変更する場合は太陽光発電設備設置事業変更届出書（第3号様式）及び必要書類を提出してください。
- (5) 申請された内容と異なる工事を行った場合には事業者名及びその事実を公表することがあります。
- (6) 必要に応じて、立入調査等を行う場合があります。

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

太陽光発電設備設置事業不同意通知書

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により申請のありました太陽光発電設備設置事業については、審査の結果、不同意と判断しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュールの総面積	m ²
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
同意することができない理由	

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第7条関係）

太陽光発電設備設置事業同意取下書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

届出者 住 所

（所在地）

氏 名

㊟

（名称及び代表者名）

連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第10条第5項により、下記のとおり取下げます。

記

- 1 同意申請書提出年月日
- 2 取下げの理由
- 3 取下時の土地等の状況と取下げに伴う今後の措置
- 4 法令に基づく許認可等の状況
- 5 その他参考となるべき事項
- 6 担当者の住所・氏名・連絡先

意見聴取等状況報告書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

事業者 住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者名)

連絡先

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

協議・同意申請日			
地域住民等の範囲			
周知	実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	実施状況		
意見の聴取	実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	実施状況		
	意見の概要		説明等の概要
その他参考事項			

第10号様式(第12条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">着 手 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">(宛先) 瀬戸市長</p> <p style="margin: 5px 0;">届出者 住 所 (所在地)</p> <p style="margin: 5px 0;">氏 名 ㊟ (名称及び代表者名)</p> <p style="margin: 5px 0;">連絡先</p> <p style="margin-top: 20px;">瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第16条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
決定通知書日付・文書番号	年 月 日付け 第 号
事業区域の所在地	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
設置事業者	住 所
	氏名(名称及び代表者氏名)
法令に基づく許認可等の状況	
その他参考となるべき事項	
担当者の住所・氏名・連絡先	電話番号
備 考	

第 1 1 号様式(第 1 2 条関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">完 了 届</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先) 瀬戸市長</p> <p style="margin: 0;">届出者 住 所 (所在地) 氏 名 ㊟ (名称及び代表者名) 連絡先</p> <p style="margin: 20px 0;">瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
決定通知書日付・文書番号	年 月 日付け 第 号
事業区域の所在地	
完了年 月 日	年 月 日
設置事業者	住 所
	氏名(名称及び代表者氏名)
法令に基づく許認可等の状況	
その他参考となるべき事項	
担当者の住所・氏名・連絡先	電話番号
備 考	

第12号様式(第12条関係)

<p>事業中止・廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 瀬戸市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 (所在地) 氏 名 ㊟ (名称及び代表者名) 連絡先</p> <p>瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第16条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
決定通知書日付・文書番号	年 月 日付け 第 号
事業区域の所在地	
中止・廃止予定年月日	年 月 日
中止・廃止の理由	
中止・廃止時の土地の状況と今後の措置	
法令に基づく許認可等の状況	
その他参考となるべき事項	
担当者の住所・氏名・連絡先	電話番号
備 考	

第 号
年 月 日

太陽光発電設備設置事業決定取消通知書

様

瀬戸市長

印

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第17条の規定により、
年 月 日付け 第 号にて決定の通知をした下記の太陽光発電設備設置事業について決定を取り消します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュールの総面積	m ²
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
決定取消の理由等	

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式（第14条関係）

（表）

第 号	
太陽光発電設備立入調査員証	
瀬戸市長 ㊟	
所 属	
職 名	
氏 名	

（裏）

<p>1 この証は、瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第20条第1項の規定により立入調査を行う職員が、その身分を示す証明書として使用する。</p> <p>2 立入調査を行う職員は、この証を携帯し、関係者からこの証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 この証を目的以外の目的で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡してはならない。</p>
--

備考 大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとし、白地黒文字とする。